

教育的ニーズに応じた多様な学びの場

目次

【連続性のある多様な学びの場の確認・説明で活用できる】

- 子ども一人一人の教育的ニーズとは
- 多様な学びの場の指導と支援の概要
- 対象となる障がいの種類及び程度

【それぞれの学びの場の種類の確認・説明で活用できる】

- 通級による指導の対象となる障がいの程度(参考:文科省通知)
- 通級による指導の種類と指導例
- 特別支援学級の対象となる障がいの程度(参考:文科省通知)
- 特別支援学級の種類と指導例
- 特別支援学校の対象となる障がいの程度(学校教育法施行令第22条の3)
- 特別支援学校の種類と特色

【参考】

- 「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」(令和4年文科省)
- 多様な学びの場における幼児期から進学・就労までの見通し
(例)特別支援学校:知的障がい

校内支援委員会（研修）／教育支援委員会／本人や保護者の説明 等
それぞれの状況に応じて、確認・活用できます！

連続性のある多様な学びの場

【ポイント】

▶一人一人の教育的ニーズに応じた「多様な学びの場」

(1) 「多様な学びの場」について

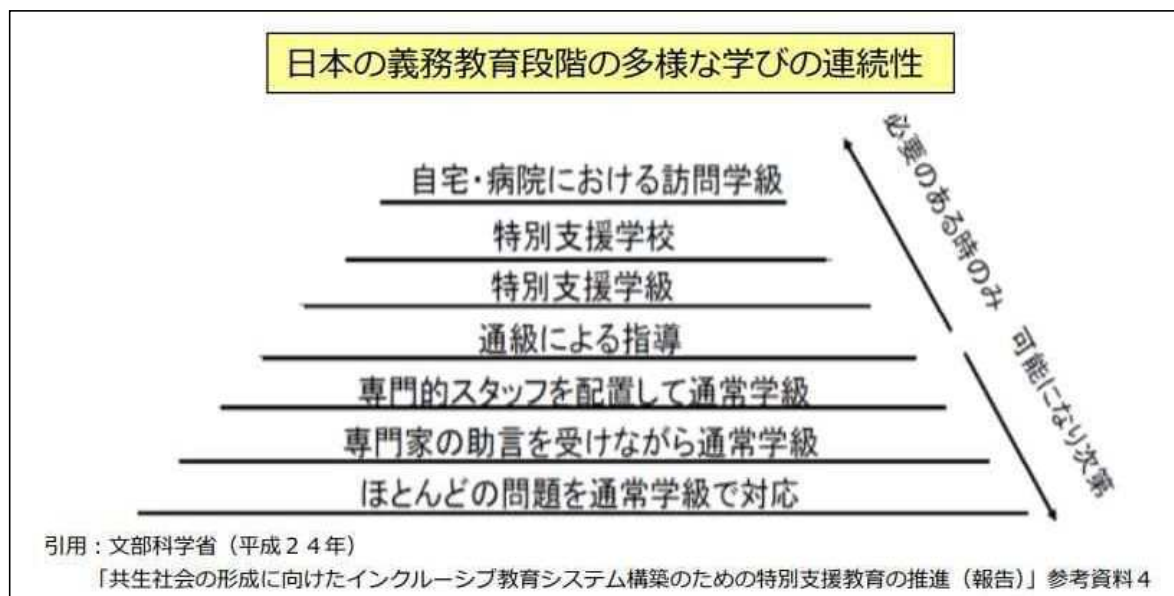
- 教育的ニーズに最も的確に応える指導の提供

障害者基本法第16条を追求しながら、子ども一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるように、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」があります。

- 本人や保護者が安心するために

本人や保護者等の関係者が、十分に学びの場について理解しておらず、不安になることが考えられます。本人や保護者に必要な情報を提供し、安心して教育相談ができるようにすることが大切です。

そのためにも、それぞれの学びの場について、就学担当者が十分に理解し、本人や保護者が就学先や就学後の卒業までの将来を見通して考えることができるように情報提供することが大切です。その際、就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学できることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要です。



子ども一人一人の教育的ニーズとは

■ 教育的ニーズを整理し、就学先・学びの場を考えていく

子ども一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等（以下「**障がいの状態等**」という。）を把握して、具体的にどのような**特別な指導内容**や**教育上の合理的配慮**を含む支援の内容が必要とされるのかということを**検討することで整理**するものです。

そして、こうして把握し・整理した、子供一人一人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断していくことになります。

教育的ニーズを整理するために

三つの観点を踏まえることが大切

①障がいの状態等

- 医学的側面からの把握
- 心理学的・教育的側面からの把握

②特別な指導内容

- 就学までに特別に必要なとされる養育の内容
- 義務教育段階において特別に必要なとされる指導内容

③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容

- 一人一人の障がいの状態に応じて、「教育内容・方法」「支援体制」「施設・設備」の視点で考え、共に学ぶために必要な内容

* 就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、子供の教育的ニーズを踏まえて、市町村教育委員会等の総合的な判断を受けて、学びの場が柔軟に変更できます。



子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を考えることが大切です。

* 参考・引用：「本人・保護者に伝える Book」（相馬支援学校・令和3年9月）

「多様な学びの場の指導と支援の概要」

～一人一人の教育的ニーズに的確に応えるために～

通常の学級	通級による指導
指導の概要 ～教育課程等の例～	
□学年相応の教育課程を受けます。 □教育上特別の支援を必要とする児童等に対して適切な指導や必要な支援をするとともに、温かい学級経営及び分かりやすい授業を実施しています。	□基本的には通常の学級で学習します。 □小中学校の場合は年間10単位時間から280単位時間を標準とし、高等学校の場合は年間7単位を超えない範囲で特別の指導（自立活動）を受けます。 *（小・中）週1～8コマ（高）年間7単位以内としています。 【対象となる障がい種】・言語障がい者・自閉症者・情緒障がい者・弱視者・難聴者・学習障がい者・注意欠陥多動性障がい者・肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者
支援の例 ～基礎的環境整備の提供状況・合理的配慮の提供状況～	
【基礎的環境整備の例】 ・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業・タブレット端末などのICT環境の整備・スクールカウンセラー・支援員等の配置・活用等 【合理的配慮の提供の例】 ◆本人・保護者の意思表示、もしくは学校側から働きかけて、必要な合理的配慮について学校と検討し、必要な変更・調整を図っていく。 （提供例） ・漢字等にルビを振る・問題文等の代読支援・代筆支援 ・別室での試験・学習テストにおける時間延長・ICT機器の活用 ・視覚教材の活用等	【基礎的環境整備の例】 ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用・ICT環境の整備 ・「特別な指導の場」の整備・専門性のある教員の配置等 【合理的配慮の提供の例】 ◆個別の教育支援計画を活用し、本人・保護者の意思表示、もしくは学校側から働きかけて、必要な合理的配慮について学校と検討し、必要な変更・調整を図っていく。 （提供例） ・漢字等にルビを振る・代読支援・代筆支援・別室での試験 ・タブレット端末の授業、試験等での活用・ケース会議等の指導体制の確保 ・クールダウン場所の確保・本人の実態に応じた指導等

*あくまでも、例であり、学校の基礎的環境整備の状況、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

参考：「インクルDB」 <http://inclusive.nise.go.jp/> …インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

*参考・引用：「本人・保護者に伝えるBook」（相馬支援学校・令和3年9月）

「多様な学びの場の指導と支援の概要」

～一人一人の教育的ニーズに的確に応えるために～

特別支援学級	特別支援学校
指導の概要 ～教育課程等の例～	
【実態に応じて特別の教育課程を編成】 □障がいの種々の困難さを改善・克服する指導として、「自立活動」を設定。 □各教科の目標や内容を学習の習得状況、障がいに応じて、①学年相応の教科等の指導、②下学年の教科等の指導、③知的障がいのある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えて指導を行うことができます。 □少人数（1学級8人）による適切な指導や必要な指導が行われている。 【対象となる障がい種】・知的障がい者・肢体不自由者・病弱及び身体虚弱者・弱視者・難聴者・言語障がい者・自閉症・情緒障がい者	□特別支援学校では、幼稚園・小学部・中学部・高等部において、それぞれ幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、一人一人の障がいに応じた特別の指導（自立活動）を行っている。知的障がいのある児童生徒は、一人一人の習得状況に合わせて、知的障がい者である児童生徒を教育する特別支援学校の各教科の目標及び内容等を取り扱えます。 □通常の学級（小・中学部1学級6人 高等部1学級8人）、重複障がい学級（1学級3人）による適切な指導や必要な指導が行われている。 【対象となる障がい種】・視覚障がい者・聴覚障がい者・知的障がい者・肢体不自由者・病弱者（身体虚弱も含む）
支援の例 ～基礎的環境整備の提供状況・合理的配慮の提供状況～	
【基礎的環境整備の例】 ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用・教室環境の構造化・少人数指導・ICT環境の整備・専門性のある教員の配置・研修機会の確保 等 【合理的配慮の提供状況の例】 ◆個別の教育支援計画を活用し、本人・保護者の意思表示、もしくは学校側から働きかけて、必要な合理的配慮について学校と検討し、必要な変更・調整を図っていく。（提供例）・ケース会議等の指導体制の確保・クールダウン場所の確保 ・本人の実態に応じた指導・視覚的・体験的な学習支援・本人専用のスケジュールボード・注意集中できるようにパーテーションの使用・ヘルプカードの使用・本人に合わせた各教科等の指導 等	【基礎的環境整備の例】 ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用・視覚化された教室環境の構造化・少人数指導・ICT環境の整備・バリアフリーの環境・柔軟な教育課程・特別支援教育に関連する専門的な研修機会の充実 等 【合理的配慮の提供状況の例】 ◆個別の教育支援計画を活用し、本人・保護者の意思表示、もしくは学校側から働きかけて、必要な合理的配慮について学校と検討し、必要な変更・調整を図っていく。（提供例）・本人専用のコミュニケーションボード、スケジュールボード等の活用・具体物、タブレット端末等を活用した学習支援・クールダウンスペースの確保・本人に合わせた食事の形態の提供・実態に応じた各教科の指導 等

＊あくまでも、例であり、学校の基礎的環境整備の状況、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

参考：「インクル DB」 <http://inclusive.nise.go.jp/>・・・インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

＊参考・引用：「本人・保護者に伝える Book」（相馬支援学校・令和3年9月）

特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

(学校教育法施行令第22条の3)

(平成25年 初等中等教育局長通知)

(平成25年 初等中等教育局長通知)

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの。	難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度のもの	難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
肢体不自由者 一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの。 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	肢体不自由者 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由者 肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者（身体虚弱者を含む。） 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱的状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	（病弱者・）身体虚弱者 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱的状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱者・身体虚弱者 病弱又は身体虚弱的の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の違いがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいもの。	言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の違いがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。
	自閉症者・情緒障害者 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	自閉症者 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの 情緒障害者 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級で学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
知的障害者 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的障害者 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	学習障害者 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの 注意欠陥多動性障害者 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

引用：令和4年12月文部科学省

「通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒の現状について」

【通級による指導】

小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を行う指導形態です。

○ 対象障がい種

言語障がい者、自閉症者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

○ 通級による障がいの程度

(障がいのある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について：25文科初第756号通知)

区分	障がいの程度
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

【留意点】

市町村教育委員会においては、保護者等に障がいの程度を説明する際に、上記の標記に基づき、医学的な診断も含めて十分に検討し、事実や客観的に説明できるようにしなければなりません。

確認！

通級による指導の種類と指導例

障がいによる種々の困難さを改善・克服するための自立活動を設定

言語障がいのある児童生徒への通級による指導



【障がいの程度】

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者で、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【指導の内容（例）】例えば、正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語の指導など構音の改善にかかわる指導、話しことばの流ちょう性の改善や吃音のある自分との向き合い方にかかわる指導、読み書きに関する指導等があります。

自閉症のある児童生徒への通級による指導

【障がいの程度】

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【指導の内容（例）】例えば、個別指導で学んだ知識・技能を音楽や運動、ゲームや創作活動などの実際の・具体的な場面で活用・適用して、実際の生活や学習に役立つようにするとともに、学校の決まりや適切な対人関係を維持するための社会的ルールを理解するなど、社会的適応に関することを主なねらいとした指導等があります。



情緒障がいのある児童生徒への通級による指導

【障がいの程度】

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【指導の内容（例）】例えば、社会的適応性の向上を目的に取り組んだり、人とかかわりを円滑にし、生活する力を育てたりすることを目標に指導等を行っています。また、自尊感情の低下により生じる困難さに対し、人前で話すことや発表することに自信をもてるようにする指導やグループでの活動に参加意欲を高める指導等を行っています。



通常の学級で、何らかの学習上又は生活上の困難さを抱えていて、本人は困っていることが多い状態だと思われます。そのため、一人一人の「障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導」として、自立活動が設定しており、その中で、一人一人に応じた特別の指導が個別の指導計画を基に行われています。

参考：「文部科学省 改訂第3版障害に応じた通級による指導の手引」（海文堂、平成30年8月）

参考：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

*参考・引用：「本人・保護者に伝える Book」（相馬支援学校・令和3年9月）

通級による指導の種類と指導例

障がいによる種々の困難さを改善・克服するための自立活動を設定



学習障がいのある児童生徒への通級による指導

【障がいの程度】

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と活用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【指導の内容（例）】例えば、具体的には、困難を示す能力に応じ、以下のよう
な指導が行われています。

- ①聞くことの指導 ②話すことの指導 ③読むことの指導
④書くことの指導 ⑤計算することの指導
⑥推論することの指導



例えば、⑤に関しては、身近な事象をもとに、数概念を形成する指導や数概念を確認しながら計算力を高めたり、文章の内容を図示するなどしてその意味を理解させながら文章題を解いたりするなどして、自分に適した方法を理解させ、身に付けさせる指導等があります。また、④に関して、文字を綴ることが難しい場合には、タブレット端末を活用して板書を写したり、音声入力したりするなど、代替手段の活用について指導を行ったりします。

所属する通常の学級担任と連携を密にして、本人の障がいによる困難さを踏まえて、学習に必要な合理的配慮など必要な支援を考えていきます。

*全ての通級において同様の連携を図っています。

注意欠陥多動性障がいのある児童生徒への通級による指導

【障がいの程度】

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【指導の内容】例えば、以下のような指導が行われています。

①不注意による間違いを少なくする指導

不注意な状態を引き起こす要因を明らかにする努力が大切です。その上で、例えば、刺激を調整し、注意力を高める指導、また、情報を確認しながら理解することを通して自分の行動を振り返らせるなどして、自分に適した方法を理解させ、身に付けさせる指導等があります。

②衝動性や多動性を抑える指導

指示の内容を具体的に理解させたり、手順を確認したりして、集中して作業に取り組めるようにする指導や、作業や学習等の見通しをもたせるなどして集中できるようにする指導、身近なルールを継続して守れるようにさせるなどして、自己の感情や欲求をコントロールするなど、自分に適した方法を理解させ、身に付けさせる指導等があります。

また、LDのある児童生徒と同様に、基本的には、自分の障がいの特性とその特性から生じている困難を理解し、自分自身で工夫したり他者に支援を依頼したりするなどして、その困難の軽減を図ることができるようになるための指導等を行っています。

なお、ADHDのある児童生徒の場合、LDや自閉症の障がいの特性を持つ場合もあり、指導の際には、本人の障がいの状態に応じて、課題相互の関連を明確にし、指導すべき課題を明確して取り組んでいます。



参考：「文部科学省 改訂第3版障害に応じた通級による指導の手引」（海文堂、平成30年8月）

参考：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

*参考・引用：「本人・保護者に伝える Book」（相馬支援学校・令和3年9月）

通級による指導の種類と指導例

障がいによる種々の困難さを改善・克服するための自立活動を設定



学習障がいのある児童生徒への通級による指導

【障がいの程度】

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と活用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【指導の内容（例）】例えば、具体的には、困難を示す能力に応じ、以下のよう
な指導が行われています。

- ①聞くことの指導 ②話すことの指導 ③読むことの指導
④書くことの指導 ⑤計算することの指導
⑥推論することの指導



例えば、⑤に関しては、身近な事象をもとに、数概念を形成する指導や数概念を確認しながら計算力を高めたり、文章の内容を図示するなどしてその意味を理解させながら文章題を解いたりするなどして、自分に適した方法を理解させ、身に付けさせる指導等があります。また、④に関して、文字を綴ることが難しい場合には、タブレット端末を活用して板書を写したり、音声入力したりするなど、代替手段の活用について指導を行ったりします。

所属する通常の学級担任と連携を密にして、本人の障がいによる困難さを踏まえて、学習に必要な合理的配慮など必要な支援を考えていきます。

*全ての通級において同様の連携を図っています。

注意欠陥多動性障がいのある児童生徒への通級による指導

【障がいの程度】

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【指導の内容】例えば、以下のような指導が行われています。

①不注意による間違いを少なくする指導

不注意な状態を引き起こす要因を明らかにする努力が大切です。その上で、例えば、刺激を調整し、注意力を高める指導、また、情報を確認しながら理解することを通して自分の行動を振り返らせるなどして、自分に適した方法を理解させ、身に付けさせる指導等があります。

②衝動性や多動性を抑える指導

指示の内容を具体的に理解させたり、手順を確認したりして、集中して作業に取り組めるようにする指導や、作業や学習等の見通しをもたせるなどして集中できるようにする指導、身近なルールを継続して守れるようにさせるなどして、自己の感情や欲求をコントロールするなど、自分に適した方法を理解させ、身に付けさせる指導等があります。

また、LDのある児童生徒と同様に、基本的には、自分の障がいの特性とその特性から生じている困難を理解し、自分自身で工夫したり他者に支援を依頼したりするなどして、その困難の軽減を図ることができるようになるための指導等を行っています。

なお、ADHDのある児童生徒の場合、LDや自閉症の障がいの特性を持つ場合もあり、指導の際には、本人の障がいの状態に応じて、課題相互の関連を明確にし、指導すべき課題を明確して取り組んでいます。



参考：「文部科学省 改訂第3版障害に応じた通級による指導の手引」（海文堂、平成30年8月）

参考：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

*参考・引用：「本人・保護者に伝える Book」（相馬支援学校・令和3年9月）

【特別支援学級】

小学校、中学校等において以下に示す障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

○ 対象障がい種

知的障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障がい者、自閉症者・情緒障がい者

○ 特別支援学級の障がいの程度

(障がいのある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について：25文科初第756号通知)

区分	障がいの程度
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの
病弱者及び身体虚弱者	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの
自閉症 ・情緒障害者	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

【留意点】

市町村教育委員会においては、保護者等に障がいの程度を説明する際に、上記の標記に基づき、医学的な診断も含めて十分に検討し、事実や客観的に説明できるようにしなければなりません。

確認！

特別支援学級の種類と特色

障がいによる種々の困難さを改善・克服するための自立活動を設定

知的障がい特別支援学級

【障がいの程度】

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【学級の特色】知的障がい特別支援学級の教育課程は、原則として小学校及び中学校の学習指導要領に基づく諸規定が適用されますが、子供の障がいの状態等から、特別支援学校（知的障がい）の学習指導要領を参考として、その内容を取り入れるなどの教育課程も編成することが認められています。したがって、教育課程編成や指導方法は、特別支援学校の場合と共通することもあります。そのため、知的障がい特別支援学級において、教科別の指導のほか、各教科等を合わせた指導を取り入れている学級もあります。



通常の学級と特別支援学級との間で、「交流及び共同学習」を行っており、豊かな学習集団の中で学習することで持てる力を最大限に伸ばしたり、社会性を育んだり、互いを認め合う心を育んだりする機会の提供を計画的に行っています。

自閉症・情緒障がい特別支援学級

【障がいの程度】

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【学級の特色】人とかかわりを円滑にし、生活する力を育てることを目標に指導を進めています。自閉症・情緒障がい特別支援学級は、小学校及び中学校に設置されていることから、教育課程は、原則的には小学校又は中学校の学習指導要領によります。しかし、対象とする子供の実態から、通常の学級における学習だけでは十分に学習の成果を上げることが困難であることから、子供に応じて学校教育法施行規則第138条に基づき特別の教育課程を編成することができ、特別支援学校の学習指導要領を参考とし、自立活動の内容を取り入れて教育課程を編成しています。

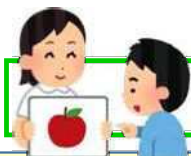
なお、情緒障がいのある児童生徒の場合、心理的な要因による不登校等のために、学習空白が生じていることがあることから、各教科の内容を下学年の内容に替えたり、基礎的・基本的な内容を重視して焦点化したりするなどして適切な指導を行っています。

参考：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

参考：「特別支援学校にかかわる就学事務の手引～早期からの一貫した支援のために～」（福島県教育委員会、平成26年4月）

特別支援学級の種類と特色

障がいによる種々の困難さを改善・克服するための自立活動を設定



難聴特別支援学級

【障がいの程度】

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【学級の特色】難聴特別支援学級は、聴覚障がいが比較的軽い者で、主として音声言語（話し言葉）の受容・表出（聞くこと・話すこと）についての特別な指導をすれば、通常の教育課程や指導方法によって学習が進められるような子供を主な対象としています。教育の内容は、通常の学級とほぼ同様の授業内容、授業時数による指導が行われていますが、それに加え、自立活動として、聴覚活用に関すること、音声言語（話し言葉）の受容（聞き取り及び読話）と表出（話すこと）に関する指導も行われています。

肢体不自由特別支援学級



【障がいの程度】

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【学級の特色】教育目標と教育課程の編成については、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び総合的な学習（探究）の時間の指導の他に、運動・動作や認知能力などの向上を目指した自立活動の指導も行われています。

弱視特別支援学級

【障がいの程度】

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【学級の特色】弱視特別支援学級における教育課程は、原則として小・中学校と同様に編成され、学級においては、弱視の子供の見やすい学習環境を整えるとともに、例えば、保有する視力を最大限に活用できるようにするための特別の指導や配慮をしながら各教科等の指導を行っています。また、文字や絵などを大きくはっきりと提示して明確に認識できるようにするため、拡大教科書や拡大教材を有効に活用するとともに、拡大読書器や各種弱視レンズ類等の視覚補助具を整備し、必要に応じて効果的に活用できるように指導しています。

病弱・身体虚弱特別支援学級

【障がいの程度】

- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも
- 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【学級の特色】通常の学級とほぼ同様の授業内容、授業時数による指導が行われていますが、それに加え、自立活動として健康状態の維持、回復・改善や体力の回復・向上を図るための指導も行われています。

参考：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

参考：「特別支援学校にかかわる就学事務の手引～早期からの一貫した支援のために～」（福島県教育委員会、平成26年4月）

*参考・引用：「本人・保護者に伝えるBook」（相馬支援学校・令和3年9月）

【特別支援学校】

障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。

○ 対象障がい種

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）

○ 特別支援学校の障がいの程度（学校教育法施行令）

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

*以下の障がいの程度は、特別支援学校で学ぶための基準であり、障がいの程度が該当するから＝特別支援学校ではないことに留意する。（Ⅳ参照）

区分	障がいの程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なも
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも

備考 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

二 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。

【留意点】

市町村教育委員会においては、保護者等に障がいの程度を説明する際に、上記の標記に基づき、医学的な診断も含めて十分に検討し、事実や客観的に説明できるようにしなければなりません。

確認！

特別支援学校の種類と特色

視覚障がい特別支援学校

【障がいの程度】

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも

引用：「学校教育法施行令第22条の3」

視覚障がい特別支援学校には、幼稚部、小学部、中学部、高等部を設置することができるようになっており、そこでは、一貫した教育が行われています。特に高等部には、普通科、本科保健医療科、専攻科医療科などが設置されており、特色ある職業教育が行われています。また、通学が困難な子供のために寄宿舎が設けられているところもあります。

【教育の特色*8】

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校と同様の各教科等に加えて、自立活動を設定し、それらを指導することによって人間として調和のとれた育成を目指しています。なお、自立活動の具体的な指導内容としては、例えば、触覚や聴覚などを効果的に活用できるようにする指導や白杖（はくじょう）による一人歩きの技能を身に付けるための指導、視覚や視覚補助具を最大限に活用する指導、日常生活に必要な基本的行動様式を身に付けるための指導や情報機器の活用技能を高めるための指導などが行われています。



聴覚障がい特別支援学校

【障がいの程度】

両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも

引用：「学校教育法施行令第22条の3」

聴覚障がい特別支援学校には、一般的に幼稚部、小学部、中学部及び高等部が置かれています。

【教育の特色*8】

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずるとともに、聴覚障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能や態度を育むために、「自立活動」が設けられています。「自立活動」の指導では、個別の指導計画に基づいて指導が行われますが、聴覚障がいのある子供への指導内容は、幼稚部、小学部では聴覚活用や言語発達に重点を置き、それ以降は、自立と社会参加を見据えた言語指導や情報の活用（読書の習慣、コミュニケーションの態度・技能など）、障がいの特性についての自己理解や心理的な諸問題に関するものなども指導していることが多いです。

各教科等の指導は、子供一人一人の実態等に応じて指導内容や指導方法を工夫することになっており、正確かつ円滑な意思疎通がなされるよう個別の指導計画に基づいて指導がなされています。



*8：「各特別支援学校の特色」については、「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、令和3年6月）を参考にしてている。

参考：「学校教育法施行令第22条の3」

参考：「特別支援学校にかかわる就学事務の手引～早期からの一貫した支援のために～」（福島県教育委員会、平成26年4月）

*参考・引用：「本人・保護者に伝える Book」（相馬支援学校・令和3年9月）

特別支援学校の種類と特色

知的障がい特別支援学校

【障がいの程度】

- 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも
- 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

引用：「学校教育法施行令第22条の3」

知的障がい特別支援学校には、小学部、中学部、高等部が設けられています。また、訪問教育を行っている学校もあります。

【教育の特色^{*8}】

知的障がい特別支援学校の各教科は、小学校等の各教科の目標及び内容の連続性、関連性や知的障がいのある子供の学習上の特性を踏まえ、段階ごとの目標及び内容が示されています。

（小学部の例）

小学部の各教科等については、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての子供に履修させるものとなっています。また、外国語活動については、子供や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができるようになっています。なお、小学部の教科に、社会科、理科、家庭科が設けられていませんが、子供の具体的な生活に関する学習の中で社会や自然等に直接関わったり、気付いたりすることができるように、それらの教科の内容を生活科に包含しているという特徴があります。



肢体不自由特別支援学校

【障がいの程度】

- 一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも
- 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも

引用：「学校教育法施行令第22条の3」

肢体不自由特別支援学校には、一般的に小学部、中学部、高等部等が設置され、一貫した教育が行われています。寄宿舎を設置している学校や、訪問教育を行っている学校もあります。

【教育の特色^{*8}】

子供一人一人の肢体不自由に伴う身体の動きやコミュニケーション等の障がいの状態等に応じた指導とともに、知的な発達の状態等に応じた指導を行う必要もあることから、肢体不自由特別支援学校においては、「小学校・中学校・高等学校の各教科を中心とした教育課程」「小学校・中学校・高等学校の下学年（下学部）の各教科を中心とした教育課程」「知的障がい特別支援学校の各教科を中心とした教育課程」「自立活動を中心とした教育課程」等、子供の実態等を考慮した多様な教育課程を工夫して編成・実施しています。

なお、肢体不自由による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能や態度を育むために自立活動の指導では、例えば、身体の動きの改善・向上を目指し、環境等の把握やコミュニケーションと関連付けながら、座位の保持や立位・歩行や移動に関する指導、日常生活動作に関する指導なども取り組まれています。



* 8：「各特別支援学校の特色」については、「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、令和3年6月）を参考にしている。

参考：「学校教育法施行令第22条の3」

参考：「特別支援学校にかかわる就学事務の手引～早期からの一貫した支援のために～」（福島県教育委員会、平成26年4月）

* 参考・引用：「本人・保護者に伝える Book」（相馬支援学校・令和3年9月）

特別支援学校の種類と特色

知的障がい特別支援学校

【障がいの程度】

- 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも
- 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

引用：「学校教育法施行令第22条の3」

知的障がい特別支援学校には、小学部、中学部、高等部が設けられています。また、訪問教育を行っている学校もあります。

【教育の特色^{*8}】

知的障がい特別支援学校の各教科は、小学校等の各教科の目標及び内容の連続性、関連性や知的障がいのある子供の学習上の特性を踏まえ、段階ごとの目標及び内容が示されています。

（小学部の例）

小学部の各教科等については、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての子供に履修させるものとなっています。また、外国語活動については、子供や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができるようになっています。なお、小学部の教科に、社会科、理科、家庭科が設けられていませんが、子供の具体的な生活に関する学習の中で社会や自然等に直接関わったり、気付いたりすることができるように、それらの教科の内容を生活科に包含しているという特徴があります。



肢体不自由特別支援学校

【障がいの程度】

- 一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも
- 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも

引用：「学校教育法施行令第22条の3」

肢体不自由特別支援学校には、一般的に小学部、中学部、高等部等が設置され、一貫した教育が行われています。寄宿舎を設置している学校や、訪問教育を行っている学校もあります。

【教育の特色^{*8}】

子供一人一人の肢体不自由に伴う身体の動きやコミュニケーション等の障がいの状態等に応じた指導とともに、知的な発達の状態等に応じた指導を行う必要もあることから、肢体不自由特別支援学校においては、「小学校・中学校・高等学校の各教科を中心とした教育課程」「小学校・中学校・高等学校の下学年（下学部）の各教科を中心とした教育課程」「知的障がい特別支援学校の各教科を中心とした教育課程」「自立活動を中心とした教育課程」等、子供の実態等を考慮した多様な教育課程を工夫して編成・実施しています。

なお、肢体不自由による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能や態度を育むために自立活動の指導では、例えば、身体の動きの改善・向上を目指し、環境等の把握やコミュニケーションと関連付けながら、座位の保持や立位・歩行や移動に関する指導、日常生活動作に関する指導なども取り組まれています。



* 8：「各特別支援学校の特色」については、「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、令和3年6月）を参考にしている。

参考：「学校教育法施行令第22条の3」

参考：「特別支援学校にかかわる就学事務の手引～早期からの一貫した支援のために～」（福島県教育委員会、平成26年4月）

* 参考・引用：「本人・保護者に伝える Book」（相馬支援学校・令和3年9月）

病弱特別支援学校

【障がいの程度】

- 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

引用：「学校教育法施行令第22条の3」

病弱特別支援学校は、病弱及び身体虚弱の状態が、この第22条の3に示されている程度の者を教育の対象とした特別支援学校で、病院に隣接又は併設されていることが多いです。また、病院内に教室となる場所や職員室等を確保して、分校又は分教室として設置している所や、病院・施設、自宅への訪問教育を行っている所も多くあります。また、病弱特別支援学校には、小学部、中学部、高等部が設置されていますが、高等部が設置されていない所もあります。そのため、高等学校段階の子供が入院する場合には、入院した病院で教育を受けることができるかどうか、病弱特別支援学校又は都道府県教育委員会等に確認する必要があります。

【教育の特色^{*8}】

小中学校又は高等学校に準じた（原則として同一の）各教科等の指導が行われており、それに加えて、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、「自立活動」が設けられています。



自分の地域に、どんな特別
支援学校があるのか確認し
て、学校案内や学校要覧等
を見て、学校のことについて調
べてみましょう！



* 8：「各特別支援学校の特色」については、「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、令和3年6月）を参考にしている。

参考：「学校教育法施行令第22条の3」

参考：「特別支援学校にかかわる就学事務の手引～早期からの一貫した支援のために～」（福島県教育委員会、平成26年4月）

* 参考・引用：「本人・保護者に伝える Book」（相馬支援学校・令和3年9月）19

4文科初第375号
令和4年4月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長 殿
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長

文部科学省初等中等教育局長
伯井美徳

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

これらを踏まえれば、小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」が大きな意義を有することは言うまでもありません。また、障害者基本法においても、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」とされているところです。

このため、文部科学省は、小・中学校や特別支援学校等の学習指導要領等における交流及び共同学習に関する記載の充実及び教育委員会や学校に向けた参考資料である交流及び共同学習ガイドの改訂等を通して、交流及び共同学習を積極的に進めてきました。現在においては、一部の地域で取り組まれている、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の学校との積極的な交流等についても、より重要性が増していると考えております。

また、交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要があるという、基本的な考え方も併せて示してきたところです。

しかしながら、文部科学省が令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみに重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

加えて、同調査においては、一部の自治体において、

- ・ 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- ・ 個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・ 「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない

といった事例も散見されました。

本通知は、こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的とするものです。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、域内の市町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県の知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いします。

記

第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

- 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断については、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け文科初第756号)等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」を参照し、客観的かつ円滑に適切な判断を行うことが必要であること。
- 通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。どのような学びの場がふさわしいかは、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となるため、市区町村教育委員会においては、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照しつつ、必要に応じて都道府県教育委員会とも相談しながら学びの場(通級による指導の場合の実施形態も含む。)について入念に検討・判断を進める必要があること。

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、「平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる『通級による指導』及び『日本語指導』に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」(令和2年4月17日付事務連絡)にある通り、障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。
- また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

「改善が必要な具体的な事例」

- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。
- ・ 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。
- ・ 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。
- ・ 交流及び共同学習において、「交流」の側面のみ重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。
- ・ 交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない。

第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時間について

- 特別支援学級における自立活動については、小学校等学習指導要領や特別支援学校学習指導要領に、
 - ・ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、(中略)自立活動を取り入れること
 - ・ 学校における自立活動の指導は、(中略)自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする
 - ・ 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとすると記載されている。このため、特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時間を確保するべく、教育課程の再編成を検討するべきであること。

第4 通級による指導の更なる活用について

- 通級による指導の実施形態については、「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの実施形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択及び運用を行うこと。
- 実施形態の選択に当たっては、児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い

通級による指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導を一層推進することが望ましいこと。なお、通級による指導の充実に関しては、他校通級に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、今後文部科学省において、関係者の意見を聴取するなどして、より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う予定であること。

- また、地域全体で必要な指導を実施することができるよう、行政区を超える学校の兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL:03-5253-4111(内線 3191, 3195)

E-mail: tokubetu@mext.go.jp

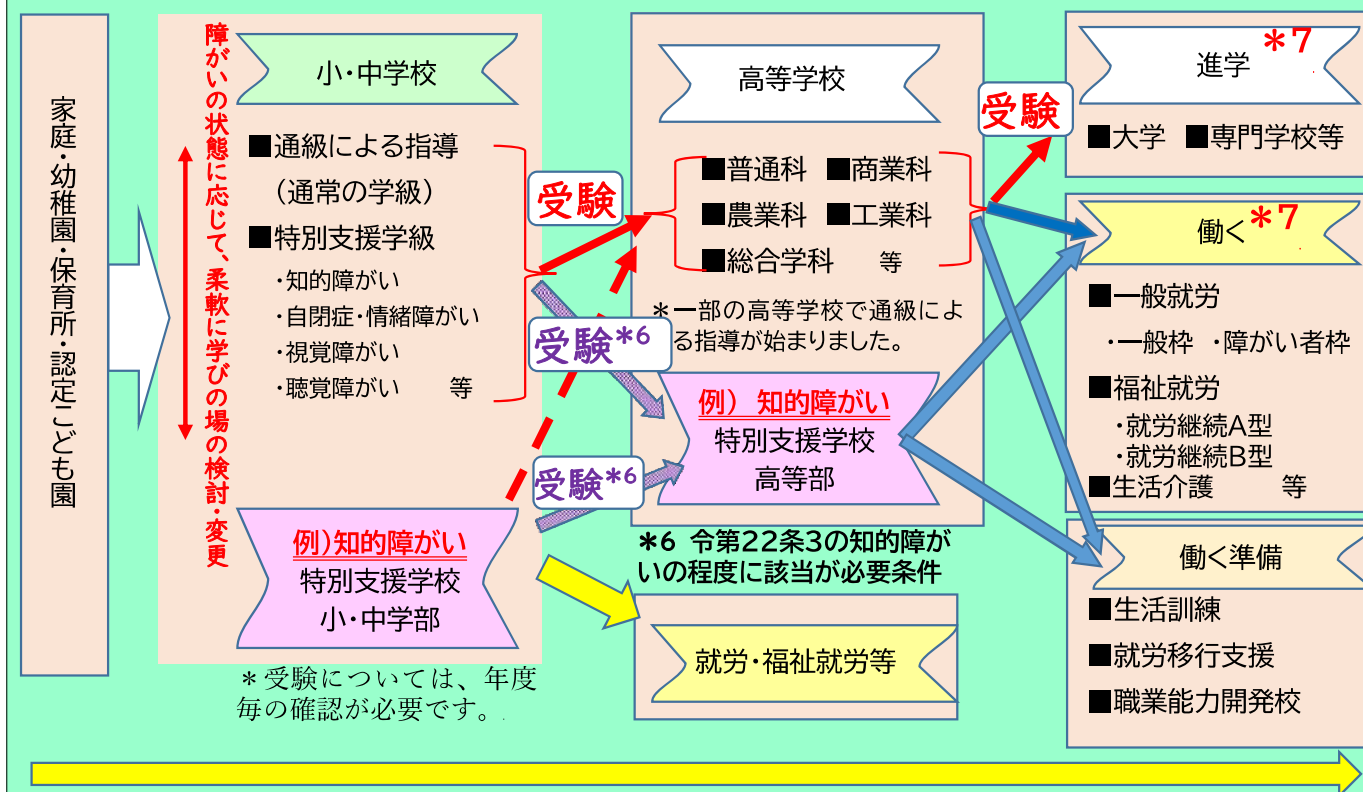
文部科学省初等中等教育局財務課企画調査係

TEL:03-5253-4111(内線 2072, 3746)

E-mail: zaimu@mext.go.jp

多様な学びの場における幼児期から進学・就労までの見通し(例)

幼児期から進学・就労等までの見通しの例



一貫した教育支援の重要性

早期からの教育相談・支援を就学期に円滑に引き継ぎ、障がいのある子供一人一人の精神的及び身体的な能力等をその可能な最大限度まで発達させ、学校卒業後の地域社会に主体的に参加できるよう移行支援を充実させるなど、**一貫した教育支援、見通し**が必要となってきます。

*7:進学や一般就労を目指す際、対象が「高卒」となっている場合は、知的障がい特別支援学校の高等部卒業が該当するかどうかは、確認が必要です!

全ての場において、「**個別的教育支援計画**」の作成・活用等を通じて、一人一人の障がいの状態等に応じた**合理的配慮**を申し出ることができ、本人の教育的ニーズを整理・検討し、学校等と話し合いながら提供可能な合理的配慮を受けることができます。